

第 9 回 恵那市 農業委員会 総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 9 月 27 日（金）午後 1 時 30 分

2. 招集場所 恵那市役所西庁舎3階 災害対策室

3. 出席委員 (17名)

会 長 9 番 林 広和

職務代理者 19 番 大島 政幸

委員	1 番	小板 宏正	2 番	瀬瀬 美由紀	3 番	小栗 茂美
	4 番	三宅 一彰	5 番	土方 明日香	6 番	小林 勝朗
	7 番	曾我 佳奈子	8 番	渡会 邦憲	9 番	林 広和
	10 番	安江 建樹	12 番	宮原 博	13 番	近藤 明德
	14 番	梅本 信枝	15 番	梅村 安範	16 番	水野 守文
	18 番	仲田 菜那	19 番	大島 政幸		

4. 欠席委員 (2名)

	11 番	瀬瀬 政行	17 番	保母 直彦		
--	------	-------	------	-------	--	--

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名について

第 2 議案第 41 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 3 議案第 42 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について

第 4 議案第 43 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について

第 5 議案第 44 号 農地転用許可後の事業計画変更に対する意見について

第 6 議案第 45 号 農地経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積
計画の決定について

第 7 議案第 46 号 非農地証明について

第 8 議案第 47 号 恵那農業振興地域整備計画変更に伴う意見について（一般管理）

第 9 議案第 48 号 恵那農業振興地域整備計画変更に伴う意見について（特別管理）

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 高垣 浩

事務局 副局長 堀田 稔勝 書記 鈴木 由貴

農政課 大島 光洋 溝端 ほのか

7. 会議の概要

(開 会)

○事務局

定刻になりましたので、職務代理者の大島様から開会宣言をお願いします。

○職務代理者

皆さん、お疲れさまです。

ただいまの出席委員は、19名中17名で、定足数に達していますので総会は成立しております。

本日、11番の瀬瀬政行委員、17番の保母直彦委員より欠席の旨連絡がありましたので、御報告いたします。

これより、令和6年第9回恵那市農業委員会総会を開催いたしますので、よろしくお願いします。

なお、本日議事日程は、お手元に配付されております議案のとおりです。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードをよろしくお願いします。

恒例によりまして、ただいまから農業委員会憲章の唱和を行いますので、御起立願います。

8番、渡会邦憲委員の先導によりまして唱和を行います。渡会委員、よろしくお願いします。

[農業委員会憲章の唱和]

○職務代理者

ありがとうございました。着席願います。

それでは、林会長より挨拶並びに議事進行をよろしくお願いします。

○議長

忙しい中、御苦勞さまです。9月13日農業会議の県の常設委員会がありまして、その席で県から情報提供がありましたので、お知らせをしておきます。

農業者の皆様へということで、農地中間管理機構の関係ですけど、農地の貸し借り、売買を含めて、令和7年4月から、原則として農地バンク経由になりますというパンフレットが出ます。これは、これまで市町村が作成した農用地利用集積計画から農地バンクを経由した農用地利用集積等促進計画に一本化されることになります。

仕組みとしては変わりませんが、今まで個々で契約をして、農業振興課に届出、申請を

しておいたものがなくなるということです。農地中間管理機構を通じて、貸し借り、契約をすることになります。

農地中間管理機構は、岐阜県の場合は、岐阜県農畜産公社が指定を受けておりますので、ここが窓口としてやることになりますので、よろしくお願いします。

今日、一年振りに出産を経て復帰をされました仲田委員、よろしくお願いします。

今日は、整備計画を含めて、たくさんの議案になっておりますので、よろしくお願いします。それでは、進めます。よろしくお願いします。

日程第1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第1の議事録署名委員の指名ですけど、恵那市農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長

異議がございませんので、本日の議事録署名委員に、復帰したばかりですけども、18番仲田菜那委員及び1番小坂宏正委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局の堀田副局長と鈴木局員を指名いたします。

日程第2 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長

次に、日程第2 議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

資料につきましては、タブレット内のサイドボックスに、恵那市農業委員会総会議案がございますので、そちら御覧いただきたく思いますようお願いいたします。

それでは、農地法第3条の規定の許可申請について、順に御説明させていただきます。

資料の2ページ、56番、長島町中野の案件です。3ページに議案書がついてございます。4ページが位置図となっております。場所につきましては、恵那文化センターの南側に位置している場所です。5ページは拡大図です。6ページ、現況写真です。現況は休耕地という

状態です。

申請理由につきましては、隣接する自己所有の農地と共に維持管理し営農に励むものです。この件につきましては、先月総会にて、譲受人の方が他所で所有している農地が管理できていなかったこと及び記載している営農計画書の内容について。営農計画に対して、畑ですけど、田の記載内容があるなど、整合性がなかったことで不許可となった案件でございます。

今回の申請では、申請と同時に他所で所有している農地についての耕作状況の報告もありません。また、地区委員会で現地の耕作状況の確認をいたしております。また、営農計画につきましても、耕運機とかトラクターの活用など、営農計画の内容に整合性が取れる内容のものが提出されておりますので補足で御説明させていただきます。

7ページ、57番、中野方町の案件です。8ページが議案書となっております。9ページが位置図です。申請地につきましては、中野方小学校の南西側に位置しております。10ページが拡大図です。11ページが現況写真。現況は休耕地でございます。

こちらの申請理由につきましては、以前より耕作していた申請地を譲受け、引き続き維持管理し営農に励むものでございます。

12ページ、58番、串原の案件です。13ページ、議案書が載っております。14ページが位置図です。場所は、串原振興事務所の南東側に位置している場所です。15ページ、拡大図となっております。16ページ及び17ページに現況写真が載っております。現況は休耕地という状態でございます。

申請理由につきましては、空き家と共に農地を譲り受けて、維持管理し営農に励むという内容でございます。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○議長

この件につきましては、各地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

56番について、第1地区、小坂宏正委員長より協議の様様についての報告と案件の説明を求めます。

○1番

今月20日に地区委員会を開催し、現地確認と審議を行いました。

■■■さんから■■■さんへ所有権移転です。場所は、長島町中野字鍛冶畑■■■。面積は252。登記は畑、現況も畑です。

■さんは農地を1万4,394平方メートル所有されております。譲受人が耕作してなかったけど、一生懸命、にわかには耕作をされて、写真を添付されてあります。耕運機2台、トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台、噴霧器1台、軽トラ1台と、農業の設備はしっかりそろえていらっしゃるみたいです。

営農計画の中で、田植機を訂正されてあったけど、まだ、私のところへ来た段階では、コンバインが明記されていたことで、訂正するよとということ、その書類をいただきました。地区委員会では問題なしという判断をしましたので、よろしくをお願いします。

○議長

続きまして、57番について、第3地区、安江建樹委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○10番

8ページをお願いします。57番の中野方町下勢井後の案件については、9月20日に第2、第3地区委員会を開催して、現地を確認と協議を行っていただきました。

所有権移転を伴う今回の農地は1筆で、田んぼです。写真は田んぼ2枚ですが、筆は1筆でございます。面積は226平方メートルです。

11ページの現況写真がありますが、田んぼですけど、今年は作付をされていなかったようですが、草刈りだけしてありました。

譲渡人は■さんですけど、申請地の近くに住んでおりますが、長年、この田んぼについては譲受人の■さんが使ってみえたので、今回、所有権を移転して、今後も譲受人が営農を行うという形の申請でございます。計画では、これからも水稻を作っていくとなっております。

譲受人は、農機具等については所有してみえて、営農は本人と御主人さんで行う計画になっております。

地区委員会としては問題ないと判断しましたので、御審議をお願いいたします。

○議長

続きまして、58番について、第5地区、梅村安範委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○15番

案件は13ページ、串原相走の畑2筆。これ、空き家に付随した農地の取得でして、現況の大半はかなり老木の果樹です。梅と柿と一部、イチヨウのほか、畑です。現況の果樹を利

用しながら、一部、畑で一般野菜、トマト、ナス、キュウリ、カボチャ等を、栽培管理をするという計画でございます。農業機械は、現在の所有者の耕運機や草刈り機を譲り受けて、農産物販売は、自家消費のほか、親戚、一部農協出荷用、販売予定です。

申し遅れましたが、9月19日に地区委員会を開催しまして、現地確認、事前審査をしました。

地区委員会としては、問題ない案件と判断しましたので、御審議をお願いします。

○議長

ただいま、地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件について質疑がありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

ありませんか。

これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第41号、番号56番から58番までの「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

全員賛成ですので、議案第41号は原案のとおり承認されました。

日程第3 議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

次に、日程第3 議案第42号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

続きまして、議案第42号、農地法第4条の規定による許可申請の説明をさせていただきます。資料につきましては、18ページからになりますので、よろしく願いいたします。

1つ目、18ページ、17番、長島町中野の案件です。19ページに議案書が載せてございます。20ページは位置図です。場所は、長島小学校の北側に位置しております。恵那インターチェンジから300メートル以内であるということで、第3種農地と判断されるところでございます。21ページ、拡大図が載せてございます。赤枠で囲ってある場所が申請地となっております。

ます。22 ページ、現況写真です。現況は既に建物が建っている状況ですので、経緯書が添付されております。23 ページは配置図ですか、計画図、配置図が載せてございます。

申請理由につきましては、昭和 50 年頃から、物置や車庫、貸家を建築して利用してきましたけど、農地であることが判明したということで、現況に即した地目のために申請をするものでございます。

24 ページ、18 番、明智町大泉の案件です。25 ページに議案書が載せてございます。26 ページが位置図です。場所は、明智小学校の北西側に位置しております。公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第 2 種農地と判断されます。27 ページが拡大図となっております。赤枠で囲ってある場所が申請地です。28 ページに現況写真が載せてございます。現況は、既に植林をされているということで、始末書が添付されている状況でございます。29 ページが、計画図が載せてございます。

申請理由につきましては、昭和 40 年当時に、県の事業によってヒノキの植林を行ったものですが、農地転用の許可を受けていなかったことで、現況に即した地目にするために、今回、申請をするものでございます。

農地法第 4 条の許可申請の説明については、以上でございます。

○議長

ただいま、4 条について 2 件の説明がありました。この件については、地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

まず、17 番について、第 1 地区、小板宏正委員長より協議の様様についての報告と案件の説明を求めます。

○1 番

恵那市長島町中野坊屋敷 ■■■■■ です。転用目的は、貸家、倉庫、物置、通路で、申請面積は 438 平米です。北側は住宅、貸家の半分となっております。東側が宅地、南側は道路、西側が田畑となっております。下水道は、生活排水は下水道に接続です。雨水は、敷地内の水路を経由して、道路側溝に流出と書かれております。図面を見たら、母屋の排水は道路側溝へ流れますけど、ほとんど北側の裏側へ流れるようになっておりました。

経緯でもありましたが、■■■■■さんが、昭和 50 年に物置や倉庫を建設したもので。当時、■■も、農地転用の許可を得てから造成、建築という必要性があることを知らなかったということです。転用目的ですけど、住宅に隣接する土地であり、倉庫、物置を整備し、車両にて進入ができるようにするということです。

この案件は追認案件であり、地区委員会では問題ないと判断しましたので、よろしく審議をお願いします。

以上です。

議長

続いて、18番について、第5地区、梅村安範委員長より協議の様様についての報告と案件の説明を求めます。

○15番

9月19日に地区委員会を開催しまして、現地確認と事前審査を実施しました。

25ページ、明智町大泉の、現況は山林になっています。昨年、地区委員会で現況確認をしてくれということが出てきました。28ページの写真を見ていただきますと、明らかに人工的に植林をして山林化したことが明確であるということで、農振の農用地区域でしたので、農用地区域の除外手続をして、本年の8月28日に除外手続が完了しております。

昭和40年頃に、亡くなったお父さんが、ヒノキを、県の事業を活用して植林をして現在に至っています。その後、相続を何回か繰り返しまして、このたび譲渡を検討したところ農地であることが判明し、農用地区域の除外手続を行い、始末書を添付して、山林への転用申請されたものであります。

北側、公衆用道路。東側、山林。南側、西側は、地番なしの赤線でございます。

地区委員会としては、やむを得ない案件と判断しましたので、御審議をお願いします。

以上です。

○議長

ただいま、地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件について質疑がありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

ないでしょうか。

これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第42号、番号17番と18番の「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり許可相当と認めるとすることに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

全員賛成ですので、議案第42号は、申請のとおり許可相当と認めるとの意見書を添えて、

岐阜県知事に対して進達することに決定いたしました。

日程第4 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

次に、日程第4 議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案43号農地法第5条の規定による許可申請の説明をさせていただきます。資料につきましては、30ページからになりますので、よろしくお願いいたします。

49番、東野の案件です。31ページ、議案書が載っています。32ページに位置図が載せてございます。申請地につきましては、東野振興事務所の北側に位置しております。公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地と判断されます。33ページ、拡大図となっております。赤枠で囲ってある箇所が申請地でございます、全部で4筆です。34ページ、現況写真が載せてございます。現況は休耕地という状態です。35ページが、計画図が載せてございます。

申請理由につきましては、現在の住まいでは家族が増え手狭になったため、父親所有の申請地を借り受けて住宅を建築するものでございます。

36ページ、50番、三郷町野井の案件について御説明いたします。37ページ、議案書が載せてございます。38ページ、位置図です。申請地につきましては、三郷小学校の北東側に位置しております、こちらも公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地となります。39ページが拡大図です。赤枠で囲ってある場所が申請地でございます。40ページが現況写真。現況は休耕地という状態です。41ページ、計画図となっております。

こちらの申請理由につきましては、大型トラックの出入りを容易にするため、市道の拡幅事業に合わせて、駐車場として整備するものでございます。

39ページで青に囲ってある一体利用地、駐車場については、令和2年5月29日に駐車場として転用許可済みの案件でございます。事業につきましては、令和2年12月末に完了しておりましたが、完了報告書の提出を失念していたということで、今年8月に、農地転用許可後の工事完了報告が、遅延理由書と共に提出されていることを併せて御説明させていただきます。

42 ページ、51 番、岩村町富田の案件です。なお、こちらの 51 番、52 番、53 番につきましては、事業地がほぼ同一地でございますので、関連しておりますので、まずそこを御説明させていただきます。

51 番について御説明いたします。43 ページをお願いいたします。こちらが議案書となっております。44 ページが位置図です。申請地につきましては、岩邑中学校の東側に位置しております。公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地と判断されます。

45 ページに拡大図が載せてございます。青く囲ってある場所は、1筆の大きな全体面積の筆となっております。赤枠で囲ってある場所が申請地ですが、51 番につきましては、今、赤く囲ってある場所が載せてございますけど、この後、52 番、53 番につきましては、この青く囲ってある場所で、それぞれ赤く囲ってある場所が、別の場所が出てくるということで御理解いただきたいなと思っております。46 ページ、47 ページにつきましては、現況写真が載せてございます。現況は休耕地でございます。48 ページ、計画図が載せてございます。

申請理由につきましては、申請地を譲受け、分譲住宅を建築するものでございます。

49 ページ、52 番の案件です。50 ページに議案書が載せてございます。51 ページは位置図ですけど、51 番と同様に場所でございます。こちらも第2種農地と判断されます。52 ページが拡大図です。青く囲ってある全体の筆の中で赤く囲ってある場所が、52 番の申請地でございます。53 ページ、現況写真です。既に、擁壁とかのり面になっているということで、始末書が添付されている状況でございます。54 ページは計画図となっております。

申請理由につきましては、土地整備のためにここを調査したところ、擁壁の工事を行っていた場所が農地の一部であったことで、現況に即した地目に変更するため申請をするものでございます。

55 ページ、53 番、同じく岩村町富田の案件です。56 ページに議案書が載せてございます。57 ページは位置図で、同様の場所です。51 番、52 番と同様に、第2種農地と判断されます。58 ページが拡大図でして、こちら青く囲ってある全体の1筆の中で、赤枠で囲っている場所が申請地となっております。59 ページが現況写真です。実際は、ここはのり面になっているような状態です。60 ページが計画図となっております。

申請理由につきましては、自己所有地に隣接する申請地を譲受け、のり面として維持管理をするという内容です。

61 ページ、54 番、岩村町飯羽間の案件です。こちらは、先月の総会にて事業計画変更が提出され、5条の申請が必要だよという理由で、不許可相当として県に進達したものでして、

今回5条の申請がされた案件でございます。

62 ページで議案書が載せてございます。63 ページが位置図です。申請地は、岩村振興事務所の北西部に位置しておりまして、おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地で、第1種農地と判断されます。64 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある場所が5条の申請地でございます。65 ページ及び66 ページが現況写真です。既に障害者授産施設の一部として利用されているということで、始末書が添付されている状況です。67 ページが計画図です。

申請理由につきましては、障害者授産施設の一部として利用してきたが、農地であることが分かったため申請するものでございます。なお、次のページに、参考資料として、前回、事業計画変更申請書が出ておりまして審議にかけたものでございますけど、そちらの申請書の鏡を参考までに添付させていただいております。

69 ページ、55 番、串原の案件です。70 ページが議案書です。71 ページ、位置図でございます。こちらは串原振興事務所の東側に位置しております。おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地となることで、第1種農地と判断されます。72 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある箇所が申請地で、赤く点線で囲われているところが残地となっております。73 ページは現況写真です。74 ページが、計画図が載せてございます。

申請理由につきましては、父親所有の申請地を借受け、住宅を建築するという内容のものでございます。

第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○議長

ただいま、第5条の申請につきまして、7件の説明がありました。

この件については、各地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

まず、49 番について、第1地区、小坂宏正委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○1番

この案件は、■■■■さんのお父さんが■■■■さん。息子さんへ使用貸借で土地を貸して、分家住宅を建てられるということです。

恵那市東野字宮ノ前 ■■■■ ほか3筆。申請面積は520平方メートルです。登記簿、畑が3筆で、1筆が田んぼです。隣地の状況が、北が畑、東が住宅、南が道、西が山本用水です。雨水、生活雑排水は下水道に接続です。雨水は、敷地内の水路を経由して既設の水路に流出

となっております。土地所有者は父で、申請地は令和5年3月に農振除外された土地です。転用者は土地の所有者の子で、家族も増え現在の賃貸住宅では手狭であるということで、実の父の農業を援助するために実家近くに分家住宅を建設したいということです。

地区委員会では、農振除外で審議されており、問題ない案件としましたので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長

続きまして、50番について、第2地区、渡会邦憲委員長より協議の様様についての報告と案件の説明を求めます。

○8番

9月20日の地区委員会におきまして、現地確認を行いました。そして審議を行いました。譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さんで、617平方メートルでございます。立地の状況ですが、北側は、以前申請されました駐車場でございます、北側と西側は、既に駐車場と一体利用されております。今度、南側の市道の拡幅事業によって空間ができます。その空間の土地を、現在田で、今休耕されておりますが、駐車場として整備するための案件で、北側、西側、一体利用地とされております。南側が市道拡幅ラインとなります。

雨水の処理は、新しい市道ができますと、そこに併設されるところに流されるということでございます。

地区委員会で協議しましたが、問題ないということですので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長

続きまして、51番から54番について、第4地区、宮原博委員長より協議の様様についての報告と案件の説明を求めます。

○12番

まず、43ページの案件になります。9月19日に地区委員会で現地調査を行いました。

譲渡人は■■■■さん、56歳。■■■■しておる方で、農地の管理ができておりません。譲受人は■■■■。用地の確保等、住宅事情が困難な時期に、譲渡人から農地を、申請地を譲りたいと申出がありましたので、土地は分譲住宅として整備し、周辺環境に十分注意しながら整地を行い、住居環境の改善及び合理化を促進させる目的で申請するもの

でございます。

■さん、面積 7,546 平方メートルありまして、全面ただいま休耕地で管理されていない状態です。この部分については、分譲地については 2,718.81 平方メートル。北側が住宅、東側が雑草地、南側が住宅、西側が公道になっておりまして、雨水処理は西側道路側溝、汚水は下水道でございます。建て売り住宅地で 5 棟、2,325.80 平方メートル。道路敷地、193.01 平方メートルという全体像でございます。隣接地域に影響はないものと思われま

す。地区委員会で検討の結果、問題ないと思われま

す。御検討のほど、よろしくお願

いいたします。
続きまして、49 ページの案件も、9 月 19 日に地区委員会で現地調査を行いました。
譲受人は、■、31 歳。■さん、41 歳。これ■でございまして。農振除外で申請後、住宅を建てたところで、土地整備のために調査したところ、申請地の東側、南側が、農地の一部 32.57 平方メートルであったために、今回申請するものです。南側は、既に住宅敷地、■の擁壁が工事されており、これについては始末書が提出されております。この部分について、■から無償譲渡として譲受け、管理するということ

でございます。
これは、最初に売買して、後で測ってみたら、これだけ余分なところがあって、それが農地であったということです。

次が、53 番です。これは、19 日に地区委員会で現地調査を行いました。

譲渡人は■で、これも■さん。この方、56 歳です。譲受人は■で、■。この所有が、今、■になっておりまして、先々宅地として売買するところ

です。東側が、高さ 2 メートルほどののり面がありまして、面積が 8.35 平方メートル。こののり面が、■氏の農地とまだなっておりまして、このたび、ここを無償で譲受け、隣接地との法面として、災害時における危険防止等の目的のために管理していくという

こと

でございます。
○議長

続きまして、54 番、お願

いします。
○12 番

申請人、 、 の で、当初、 、927 平方メートルを、許可を受け、令和元年より工場を建設し稼働しております。建設に当たり、隣接する農地。 、358 平方メートルですけど、このところを同時に造成し、倉庫、コンテナ、駐車場として使用してきた。この は未許可ということが分かったことで、今回、始末書をつけて許可申請するものです。

当時、幾つかの候補地を検討したようですが、今のこの場所が適当であったということでございます。同地は、南側が工場施設。西側道路、北側道路、東側は水路になりまして、状況的に、周辺に被害等の及ぼす影響はないと考えております。

地区委員会で検討しました結果、誠に遺憾ではありますが、仕方がないと判断しましたので、御検討をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長

続きまして、55 番について、第 5 地区、梅村安範委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○15 番

55 番ですが、9 月 19 日に地区委員会開催しまして、現地確認と事前審査を実施しました。70 ページを御覧いただきますと、串原の字下松本の畑 1 筆のうちの一部でございます。これは、一般個人住宅と用途が書いてありますが、農家分家住宅ですので訂正をお願いいたします。農振の農地区域の除外は、令和 6 年 8 月 28 日に済んでおります。父が高齢となりまして、農業後継者として、実家の隣に美濃加茂市から移住して、父名義の農地を分筆しまして、使用貸借によって農家分家住宅を建設するものであります。

72 ページの地図を見ていただきますと、赤線の実線が分筆をして転用するところでございます。すぐ右に、西側かな、右隣に実家の本宅がございます。本宅の進入道路を利用して進入するということでございます。申請地の東側は、父名義の実家の宅地と、南側は用悪水路。北側は公衆道路。西側は、他人の農地が一部ありますので、隣地承諾は添付されてあります。生活排水は、合併浄化槽によって処理をしまして、雨水排水と共に、南側の用悪水路へ流入すると。周辺の農地への影響はありません。

地区委員会としては、問題ない案件と判断しましたので、御審議をお願いします。

以上です。

○議長

ただいま、地区委員長及び事務局から説明がありました。この件について質疑がありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

○10番

51番の件で、裏に、大分農地が残るように見えますが、これの進入路は、48ページの計画図の一番右側の道路になるのですか。

○12番

そうです。

○10番

これが、■■■■さんに譲渡されるけど、大丈夫ですか。農地に入れますか。

○議長

進入路が確保されているか、ということですね。

○10番

そうです。

○12番

今度の申請農地と住宅の間に、下に下りていく道路があります。

○10番

それは筆がありますか？心配するのは、通り抜けができなくなる可能性があるのではないかと。

○議長

図面等、計画書の明細がついていませんか。

○事務局

土地利用計画図では、今の坂の現況が道路になっている状況で、区画の中の通路のような計画が上がっておりますので、■■■■さんの管理と見受けられます。

どちらにしましても、こうやって転用した場合について、残った場所についての農地の出入りという問題がありますので、この転用事業者の方に、そこら辺を確認させていただきたいなと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○1番

確認だけでは不十分ではないか。

○議長

確認ということは、ここで採決するとすれば、不許可相当で進達するということですか。

受け付けた以上は。

○事務局長

総会ですので、結論を出していただくことになります。

今言われましたように、もし、下の農地への進入路が確保できないとなると、周辺農地に影響があるので、不許可相当という判断になります。もしくは、ここに条件つきで、この条件がクリアできれば許可相当ですというどちらかの御判断になります。

○議長

どちらかということですが、現時点では、判断する上では、確認が取れていないということですから、不許可相当で進達するしかないと思いますけど。この確認が取れていませんので。だから、県へ送った後に確認をして、あとは県がそれを判断すればいい。

○事務局長

そうです。ここで進入路がないといけないよという条件をつけて、進達をするということですが。許可相当なのか不許可相当なのでニュアンスが違ってきます。不許可ならその理由が要ります。

理由としては、下の農地への進入路が今の申請内容では確認ができないので、不許可相当と県に進達をする。あとは県が、市を通して転用事業者とその書類のやり取りをすることになります。

○議長

条件つきですと許可相当で出すことになりますので、それは確認できませんので、不許可相当で進達をして、条件を添付するということです。

○議長

ほかはどうでしょうか。これで閉めさせていただきます。

協議の中で、51番の案件ですけど、農地への進入路の確約、確認が取れてないということで、それは後日、確認を取るということですけど、今日の段階では不許可相当で、その意見書を添えて進達することにします。

ほかの案件につきましては、許可相当でよろしいでしょうか。

それでは、採決いたします。

議案第43号につきましては、51番については不許可相当とすることで、意見書を添付して進達する。ほかの番号49番、50番、52番から55番までは、許可相当と認めるとすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

全員賛成ですので、議案第 43 号、51 番は不許可相当、ほかの案件につきましては許可相当と認めることで、意見書を添えて岐阜県知事に対し進達することに決定いたしました。

日程第 5 議案第 44 号 農地転用許可後の事業計画変更に対する意見について

○議長

続きまして、日程第 5 議案第 44 号「農地転用許可後の事業計画変更に対する意見について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第 44 号事業計画変更について説明いたします。資料 75 ページからになりますので、お願いいたします。

76 ページに議案書が載せてございます。長島町中野の件です。77 ページ、位置図がついてございます。申請地につきましては、恵那駅の西側でして、駅から 300 メートル以内の農地である第 3 種農地の場所です。こちらにつきましては、78 ページに拡大図が載せてございます。こちらが申請地ですけど、こちらにつきましては、以前、79 ページに計画図の変更前の計画図が載せてございます。

こちらの場所、4 月のときに農地転用の許可の中で、集合住宅をつくるものがありましたけど、こちらの内容について一部変更がございました。変更箇所につきましては、79 ページにありますとおり、変更前の計画図、ちょっと色が塗ってございます。こちらが変更前の、変わってない前の場所です。こちら水路ですが、80 ページを見ていただきますと、赤く書いてございます。一部変更がございました。

こちらにつきましては、どういったものかという、こちらの賃貸住宅を建築する際に、地元の方との協議をする中で、東側の水路を建物寄りの西側にちょっと寄せてほしいというお話があったようでして、そちらを寄せることによって、計画の内容が、一部変更が生じたことで、今回申請するものでございますけど、事業面積としては何ら変更がないという内容のものでございます。

説明については以上でございます。

○議長

この件については、地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

番号6番、第1地区、小板宏正委員長より協議の様様についての報告と案件の説明を求めます。

○1番

■■■■さんの案件です。今、事務局からも説明があったけど、排水路の変更を行うということでございます。排水路の位置変更によって、申請地の隅に水路が行くわけですけど、それをもう少し中へ変えてほしいということだそうです。

水路が、位置が変更になるだけで問題ないと判断しましたので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長

ただいま、地区委員長から説明がありましたが、この件について質疑ありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

○15番

この計画変更の申請については、県から指示があったの？指導があったの？

○事務局

県にも確認をしたところ、こういった内容であっても、計画変更として書類を出してほしいという指示でございましたので、今回出てきたものでございます。

○1番

地域からの要望で、すれすれに設置しとったものを、中へ入れてという要望がありました。

○議長

ただいま、地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この質疑はよろしいでしょうか。これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第44号、番号6番の「農地転用許可後の事業計画変更に対する意見について」は、申請のとおり承認相当と認めるとすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

賛成多数で、議案第46号は、申請のとおり承認相当と認めるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対し進達することに決定いたしました。

日程第6 議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

○議長

日程第6 議案第45号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

それでは、説明させていただきます。資料については81ページからでございます。

まず、82ページを御覧ください。こちらが総括表になります。今回は、集計で見ますと、
10年以上の中間管理が上がっております。田3,940平米、畑ゼロで、合計3,940平米のうち、
借り手1、貸し手3の農用地利用集積計画でございます。

次のページに明細が載せてございます。ナンバー1は、農地の所在、東野でございます。
ナンバー2とナンバー3は、武並町です。借り手は[REDACTED]で、利用
権の種類は、使用貸借権。借入れ期間10年間という内容です。これらは、農業経営基盤強
化促進法の経過措置により、同法の改正前の18条第3項の各号の要件を満たしていると考え
ておりますので、よろしくをお願いします。

説明は以上でございます。

○議長

この件については、地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説
明を求めます。

1番について、第1地区、小板宏正委員長より協議の様様についての報告と案件の説明を
求めます。

○1番

東野の案件ですけど、新規就農者が土地を探しているということで、その土地を中間管理
機構から借り受けるという案件で、地区委員会では問題ないと判断しましたのでよろしくお
願いします。

以上です。

○議長

続きまして、2番、3番について、第2地区、渡会邦憲委員長より協議の様様についての

ございます。92 ページと 93 ページに現況写真が載せてございます。

こちら、それぞれ2つの土地につきましては、要綱第3条(2)イに記載にあるとおり、現況は原野化されておいて、当該土地を農地として復元しても継続して利用することができずと見込まれる状態でありますので、この2の土地については非農地証明の認定基準に合致しておると考えておりますので、よろしく申し上げます。

説明は以上でございます。

○議長

この件につきましては、地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

1番と2番について、現地の状況を含めて、第5地区、梅村安範委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○15番

9月19日に地区委員会を開催しまして、現地確認と事前審査を実施しました。

85ページの案件は、明智町大泉ですが、87ページの写真を見ていただきますと、上段に地域の墓地がございます。墓地の側道というか、上の段に側道の道路がありまして、そののり面と下の段の公衆道路、農道と、その間ののり面です。現況は、88ページのような状態でございます。

上部の墓地ののり面が、もともとは畑だったようですが、昭和40年代の後半に崩れて、畑としとる利用が困難になって、そのままの状態になっているということで、現在、地籍調査でくい打ち作業が実施されておまして、くい打ちをして境界が分かり所有者が地目変更したいと出された案件です。

地区委員会としては、やむを得ないと思いました。

89ページの案件は、明智町横通です。これは、先月の農業委員会で、3条許可申請で出た案件でございます。3条許可の申請書の内容が不適切で、不許可にしました。

現状は92、93ページのような状態で、経過を見ますと、平成11年より以前から休耕地と、荒地になっている。現在の所有者は[REDACTED]で、管理が不能のため、非農地として所有権移転をしたいということです。

現況から判断をして、農地への復旧は非常に困難で利用価値がないということで、地区委員会としてはやむを得ないものと判断しましたので、御審議をお願いします。

以上です。

○議長

ただいま、地区委員長及び事務局から説明がありました。

質疑がありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

よろしいですか。

それでは、議案第 46 号「非農地証明について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

全員賛成ですので、議案第 46 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 8 議案第 47 号 恵那農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について（一般管理）

○議長

続きまして、日程第 8 議案第 47 号「恵那農業振興地域整備計画の変更」まず一般管理についてを議案とします。

それでは、農政課からの説明願います。

○事務局

最初に、私から概要だけ御説明します。資料につきましては、94 ページからになります。

95 ページに農政課かの、恵那農業振興地域整備計画の変更につきまして、恵那市農業委員会へ意見を求めるということで依頼の文書がついております。こちらが、それぞれ今回、整備計画について、一般管理と特別管理、それぞれで意見を求める依頼となっておりますので、そちらを文書としてつけさせていただいたところでございます。

今回、農業振興地域整備計画の変更についての説明資料につきましては、同じくサイドボックスの農業委員会総会フォルダの中で、別で、総会資料とは別で資料が用意してございますので、そちらを御覧いただきますようお願いいたします。

それでは、資料の説明につきましては、農政課から説明いたしますので、よろしく願います。

○農政課

こんにちは、恵那市役所農政課の大島と申します。今日は貴重な時間、ありがとうございます。

今、事務局から御説明がありましたとおり、今回は一般管理と特別管理の 2 件、農業委員

らは、■■■■の経営する「■■■■」という飲食店の駐車場にすることになります。既に駐車場と看板が設置されているため、始末書の提出をいただいております。

15 ページ、除外番号4番、東野字大藪 ■■■■。こちらの転用事業者は■■■さんという方で、一般住宅を建築するものになります。

17 ページ、東野字不毛の ■■■■、■■■■という2筆になります。こちらの転用事業者は、自宅がりニアの工事計画によって収用されるため、移転するために住宅を建築するものとなります。■■■■は部分除外をし、残っている畑は今後畑として耕作をする予定になります。

19 ページ、除外6番、東野の不毛 ■■■■。こちらの転用事業者は■■■さんという方で、一般住宅になり、先ほどの除外5番の隣の農地になります。こちらは一般住宅です。

21 ページは、三郷町佐々良木 ■■■■になります。こちらの転用事業者はニョウさんという方で、車庫と農業用倉庫を建築するものとなりますが、既に建築してしまっているため、始末書の提出をいただいております。

23 ページ、除外番号8番、三郷町野井流田 ■■■■、■■■■の2筆になります。転用事業者は■■■さんという方で、一般住宅を建築するものになります。こちらの方は、分筆をした後、ここに生えている粟を今後耕作していく計画になっております。

25 ページ、笠置町姫栗 ■■■■という場所になり、転用事業者は■■■さんという方です。こちらは、位置図にも書いてあるように、実家がすぐそばにあり、農家分家住宅を建築するものとなっております。

27 ページ、山岡町久保原岩ヶ洞 ■■■■。こちらは、■■■■という方が転用事業者になり、資材置場にする計画となっておりますが、既に資材置場として利用されているため、始末書の提出をいただいております。

29 ページ、除外番号11番、山岡町上手向畑 ■■■■という土地で、転用事業者は■■■さんという方です。これは、実家の近くに農家分家住宅を建築するものとなっております。

最後に、31 ページ、除外番号12番、明智町東方 ■■■■、■■■■になります。こちらは農家住宅を増築する計画になっていますが、既に建築整備済みのため、始末書をいただいております。

以上が一般管理の説明になります。

続いて、特別管理の説明。

○議長

一般管理で区切ります。

ただいま、編入4件、除外12件について農政課から説明がありましたが、この件については各地区で現地等見ていただくとお思いますけども、質疑を受けたいと思います。よろしくお願ひします。

○1番

東野の農振除外せずに残すという案件、分家住宅建てる案件で。あれだけ農振地を残したとしても、後々、また農振除外とかそういう関係でお手数をかけないといけないので、全筆、除外できないでしょうか。

○農政課

今の農振法では、利用計画がきちんとしていないと除外ができない形になっています。

今回の東野の案件ですが、申請者の方が、農作業スペースとか器具庫をつくった上で、全て利用できないという計画だったので今回残していますが、申請者の方が全筆を利用できるという計画を出していただけるような申請書であれば、全筆、除外ができるということになります。

○7番

分家住宅が500平米だから、490としたのですか。

○農政課

この申請書を出していただく前に、一度、こういう形で除外をしたいですという相談を受けていて、その際には、500とか700は1つの指標だとお伝えしたうえで上がってきています。今回はこういう計画でと上がってきているので、申請者の御意向かなとこちらは捉えております。

○7番

道路側を残さずに反対側を残せばいいと思うのですが。わざわざ道路側を残して、そこだけ農地にして使う。何か、田んぼのど真ん中を切ってというのは、どうなのかなって思います。

○議長

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、これで質疑を終わります。

これ採決が必要なものですから、よろしくお願ひします。

議案第47号「恵那農業振興地域整備計画の変更に伴う意見（一般管理）について」は、やむを得ないということで、農政課へ報告することに賛成の方は挙手願ひします。

[賛成者挙手]

○議長

全員賛成ですので、やむを得ないということで、決定いたしました。

日程第9 議案第48号 恵那農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について（特別管理）

○議長

続きまして、特別管理のほうの意見についてを議案とします。

事務局より説明をお願いします。

○農政課

特別管理について説明させていただきます。先ほども少し説明させていただきましたが、特別管理は、毎年行っている一般の受付の計画変更とは違い、おおむね5年に1度、行政が計画を見直すものとなっています。

変更理由は主に2つあり、1つ目は軽微な変更です。こちらは、地籍調査事業や土地改良事業による分筆や合筆などによる地番や面積の変更になります。2つ目が非軽微な変更になります。非軽微な変更の編入に関しては、中山間直接支払制度に新たに取り組むためや、農振農用地と合筆したため編入するものになります。

除外につきましては、農用地域に含まれなくなった土地や、農地転用されることが確実になくなった土地、また、農用地域の設定要件を満たさなくなった土地や、道路などに地目変更されている土地などを除外するものになります。

特別管理の説明は以上です。

○議長

これ、膨大なデータ、資料ですけども、1つ1つチェックしとるわけにもいかないので、採決をしますが、質疑をよろしくお願いします。

よろしいですか。

それでは、質疑を終わって採決をいたします。

議案第48号「恵那農業振興地域整備計画の変更に伴う意見（特別管理）について」は、やむを得ないということで、農政課へ報告することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、やむを得ないということで決定をいたしました。

以上で本日の議事日程を終了いたしますので、職務代理者よりこの後の進行をよろしくお
願います。

○職務代理者

ありがとうございます。これもちまして、令和6年第9回恵那市農業委員会総会を閉会
します。お疲れさまでした。

(閉 会)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名者 18 番

議事録署名者 1 番